

次期制度改正における通所介護事業に対する意見提言の中間とりまとめ

2019年12月26日
一般社団法人日本デイサービス協会
理事長 斉藤正行

次期介護保険制度改正に向けた議論がいよいよ本格化してまいりました。本会において通所介護事業の存在意義や在り方を再評価していくことを目的とし「デイサービス制度改革委員会」を設置し、議論してまいりました。

下記の通り中間段階での意見提言をとりまとめましたので、次期介護保険制度改正に向けた現場視点での改革提言として内容を精査頂き、検討くださいますようお願い申し上げます。

◆はじめに～通所介護事業の在り方について～

通所介護事業は、介護保険制度開始以降最も整備の進んだ事業であり、現在、全国に4万3千事業所を超えて運営されております。そのような背景と「介護事業経営実態調査」における「収支差率」の数字を踏まえて、ここ数回の介護報酬改定に際しては、他のサービスに比して厳しい報酬単価の引き下げや、様々な制度の見直しが行われてまいりました。

本会では、通所介護事業は、地域包括ケアモデルの確立において不可欠な「在宅サービスの要の1つ」であるとの認識に立ち、改めて再評価頂くとともに更なる役割を見出し、価値の再定義を行って頂きたいと願います。

まずは、以下に本委員会が考える通所介護の価値を示させていただきます。

- ・在宅介護サービス分類において、総合的な機能と役割（自立支援の推進、医療連携、認知症ケア、機能訓練、排泄・入浴・食事、地域連携、社会参画、社会的孤立の軽減、レスパイトケア等々）を有し、アクティブシニアから軽度・中重度の要介護高齢者まで、全ての層に対しニーズに応じたサービスメニューを構築することが可能な事業である。
- ・他方で、総合的な機能と役割を有することで総花的なサービスとなり、高い専門性をもったサービス提供がなされない可能性も有することから、今後の社会保障改革における重要課題の「自立支援の推進・アウトカム評価の推進」を行うことで質の担保、確実なサービス品質を確かめることが不可欠である。そのような中、通所介護事業は高齢者のニーズに応じた長時間の滞在、定期的な利用環境等から、「自立支援の推進・アウトカム評価の推進」における最適なサービス分類の1つであると考える。
- ・また、同じく今後の社会保障改革の重要課題となる「健康寿命の延伸・介護予防の推進」「認知症対策の推進」「共生型サービスの推進」「介護保険外サービスの課題整理」においても最適なサービス分類であると考え。

- ・更には、自宅とは異なる通いの場の提供を通じて、社会参画の場、地域交流の場を提供するとともに、レスパイトケア（介護者の支援）を通じて、要介護高齢者の在宅生活の継続に大きな役割を果たすとともに「介護離職ゼロ」に向けた施策の一助となっている。
- ・中重度の要介護高齢者への対応が可能であり、レスパイトケアの役割を有する通所介護事業は、高齢者の在宅生活の継続には欠かせない事業であり、介護施設に投じる社会保障費と比較して費用の抑制が可能であることから、持続可能な社会保障制度の確立に向けた給付と負担のバランスの考慮が求められる中、通所介護事業の整備は重要な意味を持つと考える。

上述した通所介護事業の価値を改めて評価頂き、今後の制度改正において、以下の提言を取りまとめました。

◆今後の制度改正における通所介護事業に対する意見提言

- ・在宅サービスの要の1つであり、通所介護事業の整備が社会保障費の抑制にも効果が期待されることから、通所介護事業の基本報酬単価については再評価をして頂きたい。
- ・通所介護事業における要介護1・2の利用者サービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）への移行が検討されているが、先に移行した要支援1・2の利用者に対する総合事業の実態把握の手法についての課題や、市区町村におけるサービス状況が一部の自治体においては低調であることに鑑みて、更なる議論と現状分析が必要であり、早急な決定を避けて頂くことをお願いしたい。
- ・上述した通り、先行した要支援1・2の利用者に対する総合事業の実態把握について、今一度課題を整理し、再度の追加調査を検討頂きたい。
- ・総合事業における運用について、自治体ごとのニーズに応じた運用の重要性は理解しているものの、自治体の財政事情等によっては最低限度のサービス確保が図られていないケースも散見されており、事業として継続可能な水準の報酬を担保する等、一定の統一した運用方針を整備することを検討頂きたい。
- ・とりわけ、介護保険事業と総合事業の一体的な運営を行う場合のルールについて柔軟な運用が可能となるように検討頂くことをお願いしたい。
- ・ニーズ課題別、規模別、時間区分など複雑化している通所介護事業の分類を今一度整理頂き、可能な限りシンプルな制度に整えて頂くことで、自治体・事業者双方の事務負担の軽減に繋がり、利用者の自己選択を促しやすくなり、事業者がイノベティブな発想を持った事業展開が可能となることを考慮頂きたい。
- ・自立支援の推進、アウトカム評価の推進を行う上で、ADL維持等加算の拡充、事業所評価加算の拡充（要介護1と2の利用者への適応の検討）とともに、算定基準の要件緩和を検討頂きたい。
- ・サテライト型サービスの拡充によって地域の空き家等の社会資源の利活用にもつながることから、サテライト型の設置に関する基準の要件緩和を検討頂きたい。

◆最後に

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活の継続を希望していることは周知の事実であり、その実現に向けた通所介護事業の果たす役割は非常に大きいと考えられます。さらに、通所介護が前述した本来の価値を発揮することができれば、結果的に社会保障費・介護給付費の伸びの抑制効果も期待されます。新しい社会保障制度改革に向けた実証の場にも相応しい通所介護事業について、今一度、その重要性を見つめなおして頂きたいと思います。

今後次期制度改革に向けた議論が本格化していく中、通所介護事業における人員基準、設備基準、運営基準や各種加算に関する細かな意見については、改めて本委員会において議論を継続し、提言を取りまとめていく予定です。

以上